相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県四街道市大日一〇三番地五、最後の住所本籍と同じ　被相続人　亡　大原　秀一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月四日

事務所千葉市中央区中央三丁目三番八号　オーク千葉中央ビル七階　松本・山下綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山口　祐輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県那珂市下江戸一三四一番地、最後の住所千葉県松戸市南花島四丁目六二番地の一五　錦荘一〇三号

被相続人　亡　飛田　哲男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月四日

事務所千葉県松戸市松戸一二八一―二九　松戸スクエアビル五階　東葛総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　福富美穂子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県最上郡真室川町大字釜渕六八番地、最後の住所東京都府中市宮町三丁目一二番地の五アメニティライフ二〇五

被相続人　亡　姉﨑　益郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月四日

東京都立川市柴崎町二丁目三番一〇号小沢ビル三階真喜法律事務所

相続財産管理人　弁護士　部谷真起子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区高田馬場四丁目三七番、最後の住所東京都世田谷区太子堂二丁目四番一一号リバティヒルズ三軒茶屋一〇五

被相続人　亡　小林　義一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月四日

事務所東京都渋谷区神南一―二二―八渋谷東日本ビル五階弁護士法人渋谷シビック法律事務所

相続財産管理人　弁護士　上杉　雅央

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区谷中四丁目五八番地、最後の住所東京都台東区谷中四丁目二番四三号

被相続人　亡　中山　智之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月四日

東京都港区虎ノ門三丁目一〇番四―八一〇号山口雅主法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山口　雅主

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区福住一丁目六番地一〇、最後の住所東京都江東区福住一丁目一三番一五―四〇四号　被相続人　亡　谷　惠美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月四日

事務所東京都港区三田三丁目四番一八号二葉ビル一〇〇四わかば法律事務所

相続財産管理人　弁護士　面川　典子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区橋場一丁目二二番地一、最後の住所東京都足立区保木間五丁目三四番一二号　被相続人　亡　清水　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月四日

事務所東京都千代田区丸の内三―四―二新日石ビル一〇階田辺総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　加野　理代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道芦別市北一条西一丁目一八番地、最後の住所東京都江戸川区船堀二丁目一一番六号亀ヶ谷荘二〇二

被相続人　亡　尾路　義雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月四日

東京都港区虎ノ門三丁目五番一号虎ノ門三七森ビル青和特許法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石神恒太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区上池袋一丁目九番、最後の住所東京都豊島区上池袋一丁目九番一号小野荘

被相続人　亡　田中　弘幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月四日

事務所東京都港区赤坂四丁目七番一五号陽栄光和ビル五階光和総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　奥原　玲子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区奥沢五丁目一七三番地、最後の住所神奈川県中郡二宮町富士見が丘一丁目二六番一一号　立岡事務所内

被相続人　亡　若松眞紀子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月四日

事務所神奈川県小田原市栄町一丁目一四番六号都築第一ビル三階あしがら法律事務所

相続財産管理人　弁護士　赤沼　洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市緑区大字大牧七番地、最後の住所神奈川県相模原市横山台二丁目一一番二六号　被相続人　亡　佐藤　てい

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月四日

神奈川県相模原市緑区橋本三丁目一九番一七号　プリムローズハウス七〇二号

相続財産管理人　弁護士　片倉　亮介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県碧南市吹上町二丁目一〇番地、最後の住所滋賀県大津市稲葉台六番二五号

被相続人　亡　鳥居　照男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月四日

事務所滋賀県大津市中央一丁目五番六号ＡＮＫＹＵビル三階羽座岡法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西川真美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京田辺市田辺中央三丁目三番地二、最後の住所京都府京田辺市田辺中央三丁目三番地二　四〇一

被相続人　亡　久保　洋子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月四日

京都府京田辺市田辺沓脱四一ＩＲＯＲＩＥ一階

相続財産管理人　弁護士　細川　治